

地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 7 号

地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人法施行条例（平成16年岩手県条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委員会の庶務) 第 6 条 委員会の庶務は、 <u>総合政策部</u> において処理する。	(委員会の庶務) 第 6 条 委員会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。